

会議録・令和5年3月2日第1回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和5年2月21日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 3月2日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 宇 田 雅 行
 - 2番 中 井 啓 悟
 - 3番 田 邊 ひとみ
 - 5番 新 開 晶 子
 - 6番 江 京 子
 - 7番 北 岡 泰
 - 8番 辻 井 成 人
 - 9番 山 本 章
 - 10番 瀬 田 萌
 - 11番 高 橋 浩 司
 - 12番 綿 民 和 子
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 松 本 忍
 - 15番 奥 山 幸 洋
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	青木大輔	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	日置加奈子
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

8番 辻井成人

9番 山本章

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 発議第2号 下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会設置に関する決議

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 同意第3号 監査委員の選任同意について

日程第9 報告第1号 専決処分事項の報告について

(令和4年度 管工-1 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事37工区の変更契約の締結について)

日程第10 報告第2号 専決処分事項の報告について

(令和4年度 管工-2 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事38工区の変更契約の締結について)

日程第11 議員提出議案第1号 明和町議会の個人情報保護に関する条例の制定

- 日程第12 議案第1号 明和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
- 日程第13 議案第2号 明和町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
- 日程第14 議案第3号 明和町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第4号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第5号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第6号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第7号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第8号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第9号 明和町道路線の認定について
- 日程第21 議案第10号 財産の無償貸与について
- 日程第22 議案第11号 財産の譲渡について
- 日程第23 議案第12号 令和4年度明和町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第24 議案第13号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第14号 令和4年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第15号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第16号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第17号 令和4年度明和町介護保険特別会計補正予算（第

3号)

日程第29 議案第18号 令和4年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第3号)

日程第30 議案第19号 令和4年度明和町水道事業会計補正予算(第3号)

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

なお、本日は、念のため電子採決システム施工業者を傍聴席に待機させていた
ただいておりますので、ご承知おきください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

8番 辻 井 成 人 議員

9番 山 本 章 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております11月、12月、1月分の例月出納検査結果報告書、令和4年度定期監査報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、請願を2件受理しております。

この取扱いにつきましては、2月27日に開催いたしました議会運営委員会にお諮りし、全員協議会でも報告させていただきましたように、教育厚生常任委員会にて、請願第1号 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採択を求める請願、請願第2号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める請願をそれぞれ付託し、ご審議をいただくことにしております。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 世古口哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

本日、ここに令和5年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本定例会の会期を本日から14日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、令和4年度を締めくくるとともに、新年度予算のご審議を賜る議会でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられました方々のご冥福と、罹患された方々の一日も早いご快復をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力いただいている医療関係者の皆様に衷心より敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との戦いは、3年を超える長期間となってまいりました。

令和5年1月12日には、三重県で過去最高の5,457名の感染者数を記録しましたが、2月20日からの1週間平均は約281名と減少しております。明和町においても、令和5年1月6日に過去最高の89名の感染者が発生しましたが、2月8日からの1週間平均は3名と減少しております。

町民の皆様の新規新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、2月24日現在、オミクロン株対応のワクチン接種を終えた方の割合が51.3%となっております。これまで医療関係者の皆様には多大なるご苦勞をおかけしているところで

ありますが、深いご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

また、国では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、特段の事情が生じない限り、5月8日から5類感染症に位置づけるとの方針が出されました。5類になっても、当面は医療費やワクチン接種費用の自己負担はありませんが、医療提供体制やマスクの着用等について段階的に変更していくとのことです。

ワクチン接種や内服薬投与など、ウイルスに対抗する手段が増えつつある一方、ウイルスも変異しているため、引き続き気を緩めることなく、感染防止対策に取り組んでいく必要があります。

さて、2月6日未明にトルコ南部のシリア国境付近でマグニチュード7.8の大地震が発生し、これまでに5万人以上が死亡し、負傷者は数十万人に上る大災害が発生しました。現地では、家屋が倒壊したり、大きく損壊したりして、多くの方々が公共施設に設置された避難所やテント、車での生活を余儀なくされている状況とのことです。

そのような中で、JICA、国際協力機構から国際緊急援助隊医療チームへの派遣要請を受けて、松阪地区広域消防組合の救急救命士4名が派遣されました。そのうちの1人は明和消防署に所属する職員です。既に現地での任務を終え、帰国された方も見えますが、選ばれた方々は日頃の活動が評価されたものであり、日本を代表して任務を遂行されたことに誇りを持っていただきたいと思います。そして、この貴重な経験を今後の業務や有事の際における対応に活かしていただきたいと思います。

なお、町では、被災地を支援するために募金を受け付けています。募金箱は庁舎1階会計課窓口に設置していますので、ぜひご協力をお願い申し上げます。

そして、この3月11日には、東日本大震災から12年が経過します。

マグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震が今後40年以内に発生する確率は90%程度とされており、いつ発生してもおかしくない状況にあります。大切な命を守り、被害を少しでも抑えるためには、自助・共助・公助それぞれ

が災害対応力を高め、連携することが大切です。

町といたしましては、引き続き防災・減災の取組を進め、町民の皆様にとって安全で安心な暮らしやすい町の実現に向けて努めてまいります。

さて、政府の予算案は、足元の物価高騰等を克服しつつ、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速させるとともに、国土強靱化等の重要課題に引き続き対応していくという基本的な考え方の下、令和4年度第2次補正予算と一体として編成されたものと受け止めております。

当町におきましては、厳しい財政状況が続く中ではありますが、一般会計の予算総額は118億700万円、特別会計、公営企業会計を含めた総額は205億3,608万7,000円の当初予算を編成いたしました。

なお、新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

1月1日、初日の出を迎える会が大淀海岸で行われ、初日の出を一目見ようと大勢の方が訪れました。この催しは、明和町観光協会が企画し開催されているもので、なりひら夢太鼓の皆さんによる太鼓演奏も披露され、イベントを盛り上げていただきました。とても美しい初日の光に照らされながら、訪れた人たちは家族や友人などと新年の幕開けを祝っていました。

1月8日、D r e a mオーシャン総合体育館で明和町二十歳の集いを開催しました。「成人式」の名称で長く親しまれてきましたが、成人年齢が18歳に引き下げられたことから、名称を「二十歳の集い」に改め、これまでどおり二十歳を対象として開催しました。

式典には209名の方々が出席され、仲間や恩師との再会を喜ぶ姿が見られました。また、二十歳の集い代表の言葉では、橋本大和さんが、コロナ禍で過ごした学校生活を振り返り、そして、これまでお世話になった方々などへの感謝の気持ちを述べられました。

二十歳を迎えられた皆様には、この節目を機に夢や目標に向かってこれからも頑張っていたきたいと思えます。

1月15日、明和町消防団出初め式が挙行されました。式典では、長年団活動に尽力されてきた団員が表彰されました。また、私からの告辞として、日頃から火災や自然災害に備えた訓練を積極的に重ねられ、住民の皆様の生命財産を守り、町の安全・安心施策に貢献いただいていることへの謝辞を申し上げました。

団員の皆様におかれましては、今後も消防精神にのっとり、高い士気を持って活動に励んでいただきたいと思えます。

また、同日には、第16回美し国三重市町対抗駅伝に出場する明和町選手団の結団式を開催いたしました。この大会は、県内29市町が競い合う10区間42.195キロをたすきでつなぐもので、新型コロナウイルス感染症の影響から3年ぶりの開催となるものです。

結団式には、選手や監督など関係者約30人に出席いただきました。選手を代表して、世古口大我さんに大会に向けての決意を述べていただき、また、監督を務められる下村真也さんからは抱負を熱く語っていただきました。

1月19日、多気町役場でデジタル田園都市国家構想三重連携モデルによる美村デジタルサービスの開始を発表しました。この事業は、地域の共通した課題解決と魅力的な地域づくりを目的に、多気町、大台町、度会町、紀北町、そして、明和町の5町が連携して取り組むモデル事業の一環で、この5町を1つのデジタルフィールド「美村」としてブランド化し、デジタルを活用した情報発信や生活の利便性向上につなげるサービスです。

今回始まるキャッシュレス決済サービスは、「美村P A Y」と名づけられていて、紀北町を除く4町のおよそ130店舗でキャッシュレス決済が利用でき、加盟店で買物をするとポイントが付与される仕組みです。このサービスで町民の皆様方の暮らしがより便利になることを期待して、しっかりと取組を進めていきたいと思えます。

1月28日、地域公共交通の在り方について考えるシンポジウムを町と明和観光商社の共催により開催いたしました。このシンポジウムは、明和町の公共交通の現状と新たな取組について知ってもらい、これからの公共交通の在り方を考えることを目的としたもので、東京大学名誉教授の鎌田実先生の基調講演や様々な分野のパネリストによるパネルディスカッションが行われ、参加していただいた人たちに地域公共交通について考えていただく貴重な機会となりました。

2月6日、7日に京都府与謝野町を訪問しました。与謝野町とは、島根県津和野町と共に3町で災害時の相互応援に関する協定書を平成26年1月に締結し、今日まで定期的に情報交換の場を設けながら連携を図ってきました。

このたび、防災だけではなく、様々な分野で連携・交流を強化していくことを目的に与謝野町を訪問し、私から与謝野町長や課長級職員などに向けて、明和町のまちづくりの取組について説明いたしました。また、与謝野町長や関係者の方々から、視察先で特産品や文化財などについて説明をいただきました。

今後は、津和野町も含め包括的な連携協定の締結に向け、取組を進めていきたいと思っております。

2月10日、明治安田生命保険相互会社様と包括連携協定を締結しました。締結式には、同社から津支社の清水支社長をはじめ、関係者にご出席いただきました。連携する事項は、健康づくり、観光・産業の振興、マイナンバーカードの普及、生涯学習の推進などのほか、まちづくりに関することでお互いに情報及び意見を交わし、連携して取組を進めていくものです。

また、2月17日には、株式会社アイモバイル様と包括連携協定を締結しました。同社とは平成26年からふるさと納税事業全般において連携を図ってきましたが、このたび、ふるさと納税のほかに、クラウドファンディングや新エネルギーの推進など、8項目において連携を図る協定を結ぶことになりました。締結式には、同社事業企画本部の加藤本部長をはじめ、関係者にご出席をいただきました。

今後は、連携事項を効果的に実施するため、しっかりと関係を築きながら取組を進めていきたいと思っております。

2月19日、第16回美し国三重市町対抗駅伝が開催されました。明和町チームの選手たちには懸命な走りを見せていただき、たすきを途切れることなくつなぎ、町の部9位、総合19位でゴールされました。また、駅伝大会の後に行われた1,500メートル友好レースでは、中学生女子部で明和中学校の森田藍那さんが見事6位に入賞されました。改めて、健闘していただいた選手の皆様や関係者の皆様、そして、沿道で応援していただいた多くの町民の皆様にお礼を申し上げます。

諸報告につきましては以上でございますが、本定例会には、人事案件の諮問が2件、選任同意が1件、報告が2件、条例の制定が3件、条例の一部改正が10件、町道路線の認定が1件、財産の無償貸与が1件、財産の譲渡が1件、令和4年度一般会計補正予算ほか6つの特別会計と水道事業会計補正予算、令和5年度一般会計予算、5つの特別会計予算並びに水道事業会計予算と下水道事業会計予算の議案を提案させていただくこととしています。

町では、「つながり」「育み」「安心」「創造」の施策を柱とした明和町第6次総合計画に基づき、町民の皆様からいつまでも「住み続けたい」と思っただけの郷土愛が育める町、町外、県外の皆様からは「住みたい」「訪れたい」と思っただけの町、興味を持っただけの魅力ある町の実現に向けて、不退転の決意で取り組むことを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎発議第2号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 発議第2号 下水道料金見直しに関する調査

検討特別委員会設置に関する決議を議題とします。

この議案につきましては、さきにご協議いただいたものですので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

お諮りします。

北岡泰議員ほか5名から提出されました発議第2号 下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、北岡泰議員ほか5名から提出されました発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会の委員の選任

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

ただいま設置されました下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会の委員の選任を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

○議長（奥山 幸洋） それでは、委員会名簿を配付する間、暫時休憩します。

（午前 9時 21分）

（午前 9時 22分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、既にご協議いただいたところですので、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○議長(奥山 幸洋) ここで暫時休憩します。

休憩中に、下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。

委員会室でお願いします。

(午前 9時 23分)

(午前 9時 33分)

○議長(奥山 幸洋) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎下水道料金見直しに関する調査検討特別委員長の選任

○議長(奥山 幸洋) 下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会で互選していただきました正副委員長を報告します。

委員長に 中井啓悟 議員

副委員長に 瀬田 萌 議員

が選任されましたので報告します。

◎諮問第1号・2号の上程～同意

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第6 諮問第1号及び日程第7 諮問第2号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第6号 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7号 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、諮問第1号につきまして、現在、人権擁護委員としてご活躍中の鈴木久美子氏が令和5年6月30日で任期満了となります。

鈴木氏につきましては、その任務を積極的に遂行しておられ、その活動実績から適任者であると考えますので、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

次に、諮問第2号につきまして、現在、人権擁護委員としてご活躍中の榊原昌子氏が令和5年6月30日で任期満了となります。

榊原氏につきましては、その任務を積極的に遂行しておられ、その活動実績から適任者であると考えますので、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

以上、お二人につきましてご推薦を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議いただいたところでございますので、お手元にお配りしました内容で答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、お手元にお配りしました答申書のとおり答申することに決定しました。

◎同意第3号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第8 同意第3号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました同意第3号 監査委員の選任同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

このたび、西口和之監査委員の任期満了に伴い、後任に北岡信宏氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

北岡氏は、昭和49年4月に三重県に奉職後、企業庁中勢水道事務所経営課長、企業庁水道事業室副室長、松阪建設事業所室長等を歴任し、税、土木分野など幅広く担当され、平成28年3月に退職されています。その後、平成28年4月から平成30年3月まで、松阪建設事務所でも再任用職員として勤務されていました。

北岡氏は、知識、経験とも豊富な方で、監査委員として適任と思われるので、同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） これから、同意第3号 監査委員の選任同意についてを採決します。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 賛成全員です。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

○議長（奥山 幸洋） ただいま同意が決定されました北岡信宏様がお見えになっています。ご挨拶をいただくため、暫時休憩します。

（午前 9時 39分）

（午前 9時 41分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、日程第8 監査委員の選任同意を終わります。

◎報告第1号の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第9 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、報告第1号 専決処分事項の報告をいたします。

議案書4ページ、5ページをご覧ください。サムネイルは5、6になります。

令和4年度管工－1宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事37工区の変更契約について報告をいたします。

6月定例会で工事契約締結をお認めいただきました本工事ですが、令和5年2月10日付で変更契約を締結し、専決処分とさせていただきました。

議会資料10－2－1をご覧ください。サムネイルは21となります。

施工場所は、主に明星地内の県道伊勢小俣松阪線での推進工法及び開削工法による下水道管路施設工事でございます。

変更内容といたしまして、県道から明星駅に進入する交差点部におきまして、当初より、6.5メートル夜間工事で施工するよう計画しておりましたが、バスなどの運行への影響を考慮し、施工業者、バス会社との協議の結果、夜間工事の範囲を16.4メートルとし、9.9メートルを延長させていただきました。

また、山田整形外科前の町道部におきまして、掘削作業時に昔の防火水槽が埋設されていたことから、下水道管路の路線を変更せざるを得ず、一部管

理の延長をさせていただいたことによる増額変更でございます。

資料の右側に記載の工事概要をご覧ください。

施工延長は、当初設計の344.3メートルから1.3メートル増の345.6メートルでございます。

それでは、議案書5ページをご覧ください。

○議長（奥山 幸洋） 課長さん、すみません。ちょっと見るほうが今探していますので、ちょっと確認だけしてください。

○上下水道課長（坂口 昇） はい。

議案書5ページ、よろしいでしょうか。

当初契約額1億945万円から135万8,500円を増額し、1億1,080万8,500円に変更契約を締結いたしました。

契約の相手先は、株式会社平井組、代表取締役、平井裕でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第10 報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

課長、ちょっとこの資料がきちっとあるかどうか、確認だけしてください。

○上下水道課長（坂口 昇） 分かりました。

それでは、報告第2号 専決処分事項の報告をいたします。

議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

令和 4 年度管工－2 宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事 38 工区の変更契約について報告をいたします。

6 月定例会で工事契約締結をお認めいただきました本工事ですが、令和 5 年 1 月 27 日付で変更契約を締結し、専決処分とさせていただきました。

議会資料 10－2－2 をご参照ください。サムネイルは 22 でございます。よろしいでしょうか。

施工場所は、町道柏町明野線での主に開削工法での下水道管路施設工事でございます。

主な変更内容といたしまして、実質工事日数の短縮を図ることができましたことから、交通誘導員の減によるものでございます。

資料の右下の工事概要をご覧ください。

全体の施工延長としましては、当初より変更がなく 836.3 メートルでございます。

それでは、議案書の 7 ページにお戻りください。

当初契約額 8,334 万 2,600 円から 134 万 4,200 円を減額し、8,199 万 8,400 円で変更契約を締結いたしました。

契約の相手方は、有限会社辻井組、代表取締役、辻井明美でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第 2 号を終わります。

◎議員提出議案第 1 号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第 11 議員提出議案第 1 号 明和町議会の個人情報

の保護に関する条例の制定を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 失礼いたします。

ただいま上程されました、議員提出議案第1号 明和町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律が改正されたところでございます。

本件は、明和町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護するため制定するものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 提出理由の説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議員提出議案第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊ひとみ） 失礼いたします。

ただいま上程されました議員提出議案第1号 明和町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

日本共産党は、デジタル関連法及びそれに伴う関係法令の改正について見過ごせない課題があることから、国会で反対をいたしました。

今議案もデジタル関連法に関連した内容ではございますが、議会版の個人情報

報保護の条例制定がどうしても必要という状況を考え、条例の制定については賛成の立場を取ります。

しかし、デジタル関連法が持つ個人情報の保護という観点の欠落や、プライバシー権を侵害するような諸課題は解決したわけではありません。したがって、今議案の条例施行後も必要な課題が適宜改正されるよう求めて、賛成討論いたします。

○議長（奥山 幸洋） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第1号 明和町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎議案第1号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第12 議案第1号 明和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第1号 明和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関して必要な事項を規定するため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第1号 明和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-1-1、サムネイルの1をご覧ください。

それでは、よろしく申し上げます。

個人情報保護法の改正に伴い、関係条例を整備するものでございます。

まず、個人情報保護法の改正の概要ですが、中段の図で表していますとおり、これまで個人情報の保護につきましては、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、各地方公共団体が、それぞれのルール、法律や条例に基づいて行ってまいりました。しかし、デジタル化が進む社会において、活発化する官民や地域の枠を超えたデータの利活用と個人情報の保護を両立させるため、個人情報保護法が改正され、全国的な共通ルールが適用されることになりました。

この新しい個人情報保護法に基づき、町の条例等の整備を行うものでございます。現行の個人情報保護条例を廃止し、そして、明和町個人情報の保護に関する法律施行条例を新規制定させていただきます。

資料は、次のページ、1-1-2をご覧ください。

条例の主な内容でございます。

まず、第1条では、この条例の趣旨を規定します。

第2条では、定義を規定しておりまして、この条例における町の機関を、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者と規定します。

第3条では、個人情報を取り扱う事務を開始するときなどの手続などについて規定をいたします。

第4条から第8条までは、開示請求等について規定をしておりまして、開示決定までの日数は、請求者の不利益とならないよう、個人情報保護法が定める日数よりも短い、現行条例と同じ日数になることを規定します。

また、開示請求に係る手数料は、現行条例と同様に無料とし、写しの作成及び送付にかかる費用は、実費を請求者が負担することを規定します。

第9条では、明和町情報公開・個人情報保護審査会への諮問することについて規定いたします。

附則で、経過措置と、明和町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例と明和町犯罪被害者等支援条例について、個人情報の保護や安全管理を個人情報保護法にのっとり実施するよう規定いたします。

施行年月日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 説明が終わりました。

お諮りします。

システムがちょっと異常を起こしていますので、15分ぐらい休憩させていただきたいので、暫時15分間の休憩を取らせていただきますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

（午前 10時 00分）

(午前 10時 12分)

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○議長（奥山 幸洋） 暫時休憩いたします。

(午前 10時 15分)

(午前 10時 16分)

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） システムの調子が悪いので、この電子投票を一旦中止し

まして、起立投票に切り替えさせてもらいますので、これを繰り返しておってもいかなので、起立投票に切り替えさせてもらいますので、ご了承願いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) それでは、よろしく願いいたします。

それでは、田邊さん、申し訳ございません。反対討論をお願いします。

○3番(田邊ひとみ) 議案第1号 明和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回は、国のデジタル関連法の一環として個人情報保護法が改定され、個人情報の保護制度が全国的に共通ルールとして適用されることとなったため、本町の条例を全部改訂しようとするものでございます。

反対する理由は、現行の個人情報保護条例の廃止により、個人情報の保護で大切な規程がなくなり、個人情報の保護が後退する危険性があるということです。

この全国共通ルール化による規制緩和は、自治体等の持つ膨大な個人情報を匿名加工し、個人情報を外部提供するオープンデータ化、オンライン結合することで、企業が自治体等の個人情報を活用しやすくすることを目的としております。これまでの条例が個人の権利利益の保護を目的としていたのに対して、行政の持つ個人情報を民間営利企業に開放しようというものであり、個人情報を保護から活用へと、考え方を180度変えようとするものにほかなりません。

自治体の持つ個人情報は、公権力を行使して取得されたり、申請・届出に伴い義務として提出されたりするものがほとんどです。ですから、自治体は民間よりも厳格に個人情報の保護に努めてまいりました。その個人情報を今度は全く逆に営利企業のもうけのために提供するなどということをして許していたら、個人情報の保護が後退する危険があります。

反対する第2の理由は、地方自治が侵害されているという問題でございます。

これまで個人情報保護制度は、自治体が認知の先導性を発揮し、国よりも自

自治体が先行して積極的役割を果たしてきました。つまり、国よりも自治体のほうがより大量の住民の個人情報保有しており、とりわけ要配慮個人情報を国よりもはるかに多く保有して、個々の事務を行ってきたため、国が認識しにくい個人情報保護に係る様々な問題を国よりも早く認知し、その対策として、それぞれの自治体で個人情報保護条例をつくってきたという経過がございます。

自治体が条例で積み上げてきたその仕組みを国がリセットするよう迫ることは、地方自治を踏みにじるものと言わざるを得ません。よって、この議案には反対するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 明和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を採決します。

賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（奥山 幸洋） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎議案第2号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第13 議案第2号 明和町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第2号 明和町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、明和町情報公開・個人情報保護審査会を設置するに当たり、必要な事項を規定するため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第2号 明和町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-1-3、サムネイルの4をご覧ください。

条例の内容につきましてまとめておりますので、こちらでご説明いたします。

個人情報保護法の改正に伴い関係条例を整備するもので、先ほどの明和町個人情報の保護に関する法律施行条例に関連して、条例を新規制定いたします。

まず、第1条から第3条で、審査会の設置について規定します。情報公開制度での不服申立て、個人情報保護制度での審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するための審査会を設置いたします。

第4条では、審査会の審議事項について、関係条例等の規定により諮問された事項を審議することを規定します。

第5条から第7条では、審査会の組織及び委員について規定しておりまして、委員は5人以内、優れた識見を持つ者を町長が委嘱するものと規定します。なお、委員の選任は三重県町村会が中心となり、各市町が共通の委員に委嘱する形になります。

第8条から第18条では、審査会の調査審議について規定しており、調査のために必要な資料や意見書等を求めることができる審査会の権限や、審査請求人は審査会での意見陳述や意見書等の提出ができること、調査審議の手続は非公開であることなどを規定いたします。

第19条では、守秘義務について、附則で経過措置を規定いたします。

施行年月日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊ひとみ） 議案第2号 明和町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

個人情報保護法が改定されることに関する案件には反対いたします。

○議長（奥山 幸洋） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 明和町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定を採決します。

賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（奥山 幸洋） 賛成多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎議案第3号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第14 議案第3号 明和町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第3号 明和町情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定などに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第3号 明和町情報公開条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-1-4、サムネイルの5をご覧ください。

主な改正の内容でございますが、第5条で規定をしております公文書の公開できるものを列挙から「何人」に改正をします。

第8条では、公開しないことができる公文書の規定を国の準則に従って、第1項から第5項まで記載順などを入れ替えるなどの整理をいたします。

第13条では、不服申立てがあった場合の諮問先を先ほどの新条例に基づき
した「明和町情報公開・個人情報保護審査会」と改正いたします。

そのほか、字句の訂正や条ずれを整理させていただきたいと思います。

施行年月日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第3号の
質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊ひとみ） 失礼いたします。

議案第3号 明和町情報公開条例の一部を改正する条例に関して、反対の立
場で討論をします。

個人情報保護法が改定されることに関連する案件には反対いたします。

○議長（奥山 幸洋） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） これから採決を行います。

賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（奥山 幸洋） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎議案第4号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第15 議案第4号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第4号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、内閣府令における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 議案第4号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料14-1-1、サムネイル33番をご覧ください。

民法等の一部を改正する法律の一部の規定の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止の条文を削除するものでございます。

そのほか、字句等の訂正を行っております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（奥山 幸洋） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎議案第5号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第16 議案第5号 明和町家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第5号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、厚生労働省令における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 議案第5号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料14-1-2、サムネイル34番をご覧ください。次のページでございいます。

厚生労働省令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としまして、児童の安全のための規定などを加える改正をさせていただきます。

7条の2で、安全計画の策定等を新たに加え、計画策定、研修、訓練の実施、保護者への周知、計画の見直しを追記しております。

7条の3で、新たに自動車を運行する場合の所在の確認として、利用乳幼児の乗車・降車時の確認、ブザー等による見落としを防止する装置の設置などを追記しております。

また、10条で、社会福祉施設と併設する場合における職員の基準の緩和による修正を行っております。

13条の懲戒に係る権限の濫用禁止において、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本条例を削除しております。

14条で、感染対策の対応として、感染症及び食中毒の防止のための研修や訓練等の追記を行っております。

そのほか、この改正に関連した字句等の訂正をしております。

なお、附則の1の施行期日といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしております。ただし、13条の懲戒に係る権限の濫用禁止については、公布の日から施行といたします。

附則2の経過措置といたしまして、改正後の第7条の3の見落とし防止のブザー等の設置については、令和6年3月31日までとしております。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（奥山 幸洋） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎議案第6号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第17 議案第6号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第6号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、厚生労働省令における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 議案第6号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料14-1-3、サムネイル35番をご覧ください。

厚生労働省令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本条例の一部改正をするものでございます。

改正内容としまして、児童の安全確保のための規定などを加える改正をさせていただきます。

6条の2で、安全計画の策定等を新たに加え、計画策定、研修、訓練の実施、保護者への周知、計画の見直しを追記しております。

6条の3で、新たに自動車を運行する場合の所在の確認として、児童の乗車・降車時の確認を追記しております。

また、業務継続計画の策定等の努力義務化により、12条の2で業務継続計画の策定等を新たに加え、計画策定及び職員に対し研修、訓練の実施、計画の見直し等を追記しております。

それと、感染防止対策の対応として、13条で感染症または食中毒の予防、蔓延防止の訓練などの措置の追記を行うものでございます。

なお、附則の1の施行期日といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしております。

附則2の経過措置といたしまして、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用は、同条第1項中の「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、第2項中の「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」、第3項中、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」といたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号 明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（奥山 幸洋） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎議案第7号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第18 議案第7号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第7号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、修正小学校の閉校に伴い修正放課後児童クラブ室を閉所するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 議案第7号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げます。

定例会資料14-1-4、サムネイル36番をご覧ください。

改正理由は、修正小学校の閉校に伴う修正放課後児童クラブ室を閉所するため、本条例の一部を改正するものでございます。

第2条の名称、位置にあります修正放課後児童クラブ室の項目を削除させていただくものです。

また、この条例の附則といたしまして、この改正は令和5年4月1日から施行といたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号 明和町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（奥山 幸洋） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎議案第8号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第19 議案第8号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第8号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、議案第8号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

議案資料のサムネイル15番をお願いいたします。資料5-2-1の新旧対照表でございます。

こちらは、令和5年4月1日より健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行され、健康保険法施行令第36条に掲げる出産育児一時金の金額が引き上げられることから、新旧対照表のとおり、明和町国民健康保険条例第6条に掲

げる出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改正するものでございます。

この条例につきましては、令和5年4月1日から施行することとし、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によることといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（奥山 幸洋） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎議案第9号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第20 議案第9号 明和町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第9号 明和町道路線の認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、開発行為により帰属された道路について道路認定を行うもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ただいま上程されました議案第9号につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案第9号 明和町道路線の認定につきましては、議案資料9-1-1から9-1-4をご覧ください。サムネイルは17から20です。よろしいでしょうか。

議案資料9-1-1が町道路線の認定の一覧となっております。今回は5路線でございます。整理番号①から⑤は、開発に基づく道路認定を行うものでございます。

議案資料9-1-2からは、認定路線図でございます。資料の上部に整理番号を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、詳細説明を終わります。よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 明和町道路線の認定についてを採決します。

賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（奥山 幸洋） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎議案第10号上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第21 議案第10号 財産の無償貸与についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第10号 財産の無償貸与についてにつきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、本年度末をもって閉校する修正小学校の校舎及び体育館を地域活性化に資するIT交流施設として使用することを目的として、民間事業者は無償で貸与するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を

お願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 失礼します。

それでは、議案第10号 財産の無償貸与についての詳細説明を申し上げます。無償貸与しようとする財産は、修正小学校の建物及び土地で、校舎及び体育館の部分になります。

詳細は次のページでご説明いたします。

無償貸与の相手方は、東京都豊島区西池袋5丁目1番3号メトロシティ西池袋4階、リングロー株式会社、代表取締役、碓敏之でございます。

無償貸与の期間は、使用貸借契約書に定める貸与期間開始日から5年間でございます。

次のページに移っていただきまして、建物及び土地の詳細でございます。

建物は、校舎、体育館及びこれに付随する建物で、延べ床面積の合計は2,784平方メートルでございます。土地は、修正小学校敷地の三重県多気郡明和町大字有爾中字垣場816番1ほか2筆の合計1万605平方メートルのうち、グラウンド及びプールの部分を除きました5,459平方メートルでございます。

修正小学校につきましては、来年度以降の利活用について、地域活性化につながる利活用という条件で公募を行ってまいりました。

リングローは、主に中古OA機器のリユースを行っておる会社でございます。利活用事業「おかえり集学校プロジェクト」と銘打ち、IT交流施設として、パソコンの無料相談、地域住民の交流スペース、また、災害時における避難所などを行うものでございます。

町としましても、地域活性化が図られ、町の維持管理業務の削減や地域のD

X化への貢献、また、スタッフの雇用面など、様々な効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 7番、北岡。

少し確認をしたいと思います。

60ページの別記に土地の貸与面積が書かれております。登記面積と引くと約5千数百平米残っているんですけども、これはグラウンドなのか。すると、グラウンド維持管理とかというのは、どんなふうと考えてみえるのか。この業者さんがしていただけるのか。そこら辺の確認をさせていただきたいと思えます。

あと、貸与するに当たり、台風等でこれまでも修正小学校への道路面が冠水して、入れなくなったということがございましたけれども、そういう状況も説明はちゃんとされているのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） まず、面積の部分ですけれども、グラウンド、プールは来年度以降、町の管理ということになります。グラウンドは、社会体育としての使用とかを想定しておるところでございます。

それと、道路面が冠水することがあり得るという話も相手方のほうにはさせてもらっておりまして、管理の部分全体を含めて、基本的には事業者のほうにさせていただく予定をしております。

○議長（奥山 幸洋） 室長、維持管理のことを。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 維持管理、はい。

グラウンドの維持管理は、町で行う予定でございます。

○議長（奥山 幸洋） 北岡議員、再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第10号 財産の無償貸与についてを採決します。

賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(奥山 幸洋) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎議案第11号上程～採決

○議長(奥山 幸洋) 日程第22 議案第11号 財産の譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(世古口 哲哉) ただいま上程されました議案第11号 財産の譲渡についてにつきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、旧暁幼稚園の建物及び土地を地域活性化に資する災害対応機能を備えた交流施設として使用することを目的として、民間事業者の有償で譲渡する

ため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いする
ものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、
お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めま
す。

小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 失礼いたします。

それでは、議案第11号 財産の譲渡についての詳細説明を申し上げます。

譲渡しようとする財産は、旧暁幼稚園の建物及び土地でございます。

詳細は次のページでご説明いたします。

譲渡の相手方は、三重県多気郡明和町大字有爾中1095番地、明和プロパン株
式会社、代表取締役、石田和生でございます。

譲渡の金額は100万円、譲渡する日は令和5年5月1日でございます。

次のページに移っていただきまして、建物及び土地の詳細でございます。

建物は、園舎、倉庫及び物置で、延べ床面積の合計は545平方メートルでご
ざいます。土地は、三重県多気郡明和町大字有爾中字発し979番ほか12筆の合
計3,114平方メートルでございます。

旧暁幼稚園につきましては、今年度、先ほどの修正小学校と併せて地域活性
化につながる利活用ということで公募をまいりました。

明和プロパンは、修正校区内に会社を構えております。約60年営業されてお
るガス会社でございます。今回の公募では、園舎は安全に使用できる対策を施
すことを条件としており、今回の明和プロパンの提案は建て替えを行うという
ものでございます。

有償譲渡の提案は、土地代から建物解体費用を差し引いた提案となっております。

利活用計画の内容は、災害対応機能のある集いの場として、今現在の園舎を

建て替え、LPGの非常用発電機を設置し、井戸を掘り、シャワー室や炊き出しが可能なスペースを設置し、平時は地域住民の憩いの場として、また、災害時には、福祉避難所的な機能を発揮できる避難所として使えるような場にしたというものでございます。

町としましても、地域の活性化、また固定資産税等の歳入の増加、また管理費の減により歳出抑制につながるなど、総合的に考慮し、妥当性がある提案と考えるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 7番、北岡。

これも確認です。

財産を譲渡されるのはいいんですけれども、建て替えということで、前の暁の園舎が、結局は建物の下に水道のようなものができて、構造的に非常に悪くなって、この園舎は使えないということで閉園をした経過がございますので、その点きっちりと事業者さんのほうに説明をされたのかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 園舎の土地の水道の関係も含めて、暁幼稚園が閉園に至った経緯の部分も説明させていただいた上で、ご理解をいただいております。

○議長（奥山 幸洋） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第11号 財産の譲渡についてを採決します。

賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(奥山 幸洋) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

◎議案第12号から議案第19号の一括上程

○議長(奥山 幸洋) お諮りします。

日程第23 議案第12号から日程第30 議案第19号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第23 議案第12号 令和4年度明和町一般会計補正予算(第7号)

日程第24 議案第13号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
(第4号)

日程第25 議案第14号 令和4年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

日程第26 議案第15号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第3号）

日程第27 議案第16号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）

日程第28 議案第17号 令和4年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3
号）

日程第29 議案第18号 令和4年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）

日程第30 議案第19号 令和4年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました議案第12号から議案第19
号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第12号 令和4年度明和町一般会計補正予算（第7号）につつま
しては、総額8億80万円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものといたしまして、総務費では災害対策費で木造住宅耐震化助
成事業の実績見込みによる減額、企画費でふるさと寄附の実績見込みによる手
数料の増額、地方創生推進交付金事業でNewチャレンジャー支援事業の実績
による減額、戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード受付窓口事務委託料の増
額の補正をお願いしています。

民生費では、社会福祉総務費で住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業と電
力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実績見込みによる減額、国
民健康保険事業費で特別会計繰出金の減額、後期高齢者医療事務費で特別会計
繰出金の減額、高齢者福祉費で介護保険特別会計繰出金の増額、児童福祉総務
費で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の過年度国県等支出金返還金の追
加、子ども支援対策費で子ども・子育て支援地域事業の過年度国県等支出金返
還金の追加の補正をお願いしています。

衛生費では、保健衛生総務費で予防接種委託料の減額と新型コロナウイルスワクチン接種事業分担金の増額、環境衛生費で伊勢広域環境組合負担金の増額、母子衛生費で予防接種委託料の増額と健診等委託料の減額、下水処理費では、実績に伴う合併処理浄化槽設置整備事業補助の減額などの補正をお願いしています。

農林水産業費では、農地費で県営パイプライン事業負担金と多面的機能支払交付金の減額の補正をお願いしています。

商工費では、観光費で地域おこし協力隊活動報償金と観光協会補助の減額の補正をお願いしています。

土木費では、道路橋梁総務費で移転補償費の減額の補正をお願いしています。

教育費では、教育委員会費で新型コロナウイルス抗原定量検査手数料の減額、小学校区編制等事業費で施設整備関係業務委託料の減額、幼稚園費で施設型給付費の実績見込みによる減額、保健体育総務費で学校プール開放運営委員会補助の減額の補正をお願いしています。

公債費では、償還元金の増額と償還金利子の実績見込みに伴う減額の補正をお願いしています。

諸支出金では、各基金へ積み立てる基金積立金の追加補正をお願いしています。

これらに対する歳入は、地方交付税、国庫補助金、寄附金、繰越金などを計上しています。

次に、議案第13号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、222万3,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、歴史的風致維持向上計画推進費で測量設計等委託料と工事請負費の増額の補正をお願いしております。

次に、議案第14号 令和4年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、6,315万7,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、一般被保険者高額療養費の増額、保険給付費等交付

金償還金で過年度国県等支出金返還金の増額の補正をお願いしています。

次に、議案第15号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、55万円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、維持管理費で電気料金の増額と基金費で基金積立金の追加の補正をお願いしております。

次に、議案第16号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、610万円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、施設建設事業費で宮川流域下水道負担金の減額と維持管理費で電気料金の増額の補正をお願いしております。

次に、議案第17号 令和4年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、3,169万3,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、実績見込みに伴う居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の増額の補正をお願いしております。

次に、議案第18号 令和4年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、3,477万2,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金の減額と繰出金の増額の補正をお願いしております。

次に、議案第19号 令和4年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、910万円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、収益的支出の営業費用で水源地の電気料の増額と、資本的支出の建設改良費で測量設計業務委託料の減額の補正をお願いしております。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 異議なしと認めます。

よって、11時15分まで暫時休憩といたします。

(午前 11時 10分)

(午前 11時 16分)

○議長(奥山 幸洋) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(奥山 幸洋) 町長、答弁ください。

町長。

○町長(世古口 哲哉) 先ほどの私の提案理由の説明の中で、議案第12号 令和4年度明和町一般会計補正予算(第7号)の総額の金額がちょっと私間違っ
て言ったかも分かりませんので、もう一度止め直して言わせていただきますと、
総額8億80万円ということで追加をお願いするものでありますので、よろしく
お願いしたいと思います。

以上です。

◎議案第12号の詳細説明

○議長(奥山 幸洋) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めま
す。

まず、議案第12号につきましては、黄色の表紙、予算に関する説明書11ページ、歳出、第1款・議会費からお願いします。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、予算に関する説明書11ページ、12ページ、サムネイルの11、12をご覧ください。

それでは、よろしくをお願いします。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費で173万円の減額補正をお願いします。8節・旅費、引率旅費で10万5,000円の減額、委員会等視察旅費で112万6,000円の減額、13節・使用料及び賃借料、自動車等借上料49万9,000円の減額は、総務産業常任委員会の視察が中止になったことと教育厚生常任委員会の視察が日程を縮小したことによる減額補正でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、9節・交際費で10万円の追加補正をお願いしております。本年度は建物火災等が多く発生したことなどから、追加補正させていただくものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 3目・文書管理費で87万円の追加補正をお願いしております。10節・需用費、例規・要綱集追録費で87万円の増額で、これは今年度、条例、規則、要綱の改正が多く、例規集の追録費用に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 木造住宅耐震化助成事業で488万円の減額をお願いしております。

この内訳といたしましては、耐震補強計画補助で18万円の減額、当初3件の見込みが実績見込みが1件、その下の木造住宅耐震補強工事補助で360万円の減額、当初3件の予定が実績見込みでゼロ件、その下のブロック塀等除去改修

事業補助で80万円の減額、当初10件を見込んでおりましたが実績では9件、その下の木造住宅耐震簡易補強工事補助で30万円の減額、当初1件を見込んでおりましたが実績見込みでゼロ件で、いずれも実績から見込んだ額でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 10目・企画費は、1,635万円の追加補正をお願いしております。

まず、企画費のうち、1節・報酬では会計年度任用職員の実績による125万円の減額、3節・職員手当等では同様に40万円の減額、7節・報償費では地域おこし協力隊活動報償金について、活動実績に応じて100万円の減額でございます。18節・負担金補助及び交付金は100万円の減額で、地域活性化起業人等の経費交付金を実績に基づき減額をお願いしております。ふるさと寄附事業ですが、11節・役務費では2,000万円の追加補正をお願いしております。こちらは、寄附見込額を2億円追加したことにより、各種手数料を増額するものでございます。

続いて、11目・財政管理費は145万円の減額で、12節・委託料で公会計財務書類作成委託料の実績により、145万円を減額するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 空家対策推進事業につきましては、負担金補助及び交付金で150万円の減額を計上しております。これは空家対策支援補助でございますけれども、これは当初で除却と活用で1件ずつを見込んでおりました、除却申請の増加により、各定例会において補正予算もお願いし、お認めいただきましたけれども、最終的には、活用につきましては実績がゼロ件となったため、この減額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 資料のほう、13ページ、14ページ、サムネイル13、14をご覧ください。

14目・地方創生推進交付金事業費で1,440万円の減額補正でございます。斎

宮跡・文化観光課からは、このうちNewチャレンジャー事業で550万円の減額をお願いしております。

内訳といたしまして、まず、7節・報償費で50万円の減額です。コロナ禍で映画上映が来年度に延期となり、映画に伴うイベントや講演のための講師謝金の減額でございます。

次に、12節・委託料では300万円の減額です。齋宮跡を中心としたにぎわい創出事業の明和ブランド販路拡大事業委託におきまして、コロナ禍で昨年度から繰り越した予算で販路開拓及び高付加価値化事業を併せて今年度行ったことから、新規で予算化した分について減額するものでございます。

そして、18節・負担金補助及び交付金で200万円の減額です。移住定住起業支援補助として、こちらもコロナ禍で昨年度より繰り越した分200万円と今年度予算化した分を併せて公募を行ったところ、1名の応募であったため、繰越事業費のほうで対応したことから、新規で予算化した分の減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） スーパーシティ・デジタル都市プロジェクトとして、12節・委託料で890万円の減額補正でございます。広域連携体制整備委託料の大半を他の事業で実施したことなどから、実績による890万円の減額をお願いしております。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費に40万円の追加補正をお願いしております。個人番号カード交付事業に係るもので、内訳としましては、1節・報酬に会計年度任用職員の報酬90万円の減額を、12節・委託料に個人番号カード申請窓口業務の委託料130万円の増額を計上しております。いずれも実績見込みによるものでございます。全額国の補助金の対象で補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 4項・選挙費、4目・町長・町議会議員選挙費で

900万円の減額補正をお願いしております。12節・委託料、ポスター掲示場設置管理撤去委託料で150万円の減額、18節・負担金補助及び交付金、選挙運動公費負担金で750万円の減額で、それぞれ実績に伴う不用額の減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費に5,193万円の減額補正をお願いしております。社会福祉総務費に係るものとしましては、1節・報酬、会計年度任用職員の報酬100万円の減額を、19節・扶助費に災害見舞金20万円の増額を計上しております。報酬につきましては、実績見込みによるものでございます。扶助費につきましては、12月定例議会において20万円の追加補正をお願いさせていただいておりましたが、全焼火災1件の見舞金に全額を支給させていただいたために、再度、今年度中の災害に備えて計上させていただくものでございます。

次に、13ページから16ページにかけてをご覧ください。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係るものとしましては、12節・委託料にデータ抽出委託料の43万円の減額を、18節・負担金補助及び交付金に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金3,500万円の減額を計上しております。いずれも実績見込みによるものでございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係るものとしましては、12節・委託料に給付金受付窓口事務委託料70万円の減額を、それから18節・負担金補助及び交付金に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の1,500万円の減額を計上しております。いずれも実績見込みによるものでございます。

それから、2目・国民健康保険事務費に122万1,000円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金に122万1,000円の減額を計上しております。こちらは国民健康保険特別会計への繰出金で、財政安定化支援事業に係る負担金の確定によるものでございます。

3目・後期高齢者医療事務費に120万円の減額補正をお願いしております。

内訳としましては、27節・繰出金に120万円の減額を計上しております。こちらは後期高齢者医療特別会計への繰出金で、後期高齢者医療広域連合への納付金に係るものでございます。詳細は後期高齢者医療特別会計のところで説明いたします。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 5目・障がい者福祉費、18節・負担金補助及び交付金に180万円の減額を計上しております。これは障がい者グループホーム初期運営費補助金の減額で、施設職員が確保できなかったため、グループホームの入居者数が当初の予定より減少したことによる減額となっております。

6目・高齢者福祉費で478万1,000円の減額を計上しております。18節・負担金補助及び交付金に1,118万4,000円の減額を計上しております。これは宮川福祉施設組合の解散に伴う運営負担金の減額によるものと、低所得者向けのホームヘルプ等利用者負担軽減事業補助を計上したことによる増額分です。19節・扶助費に10万1,000円を計上しております。これは老人ホーム等入所措置費の単価改定による補正となります。27節・繰出金に590万2,000円を計上しております。これは介護保険特別会計繰出金で、介護保険特別会計による介護サービス給付費や保険料軽減分に係る補正額分を繰り出すものでございます。詳細は介護保険特別会計で説明いたします。

続きまして、高齢者相談支援費で40万円を計上しております。12節・委託料で40万円の総額を計上しております。これは介護予防地域支援事業委託料で要支援1、2の方のケアプランの作成件数が増加したことにより、年度末において不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費に1,295万5,000円の追加補正をお願いしております。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係るもので、12節・委託料にデータ抽出委託料の80万円の減額を、18節・負担金補助及び交付金に子育て世帯生活支援特別給付金の195万円

の減額を計上しております。いずれも実績見込額によるものでございます。全額国の補助金の対象で補助率は100%でございます。

また、22節・償還金利子及び割引料に、令和3年度の低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金の精算に伴う返還金1,570万5,000円の追加計上をお願いしております。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 15ページ、3目・児童保育費で28万2,000円の増額をお願いしております。内訳は16ページの説明欄をご覧ください。

こども園運営費の22節・償還金利子及び割引料につきまして、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策事業で消毒などの消耗品等の購入や、ICTの導入に対しまして補助をいただいた事業費、事業費確定に伴い国への補助金の返還が生じてまいりましたので、補正をお願いするものでございます。

15ページに戻っていただきまして、6目・子ども支援対策費で4,045万1,000円の増額をお願いしております。内訳につきましては、16ページの説明欄をご覧ください。

子ども・子育て支援地域事業の22節・償還金利子及び割引料につきまして、内閣府より、会計検査院からの放課後児童クラブでの開所要件が満たされていない施設において交付金を過大に受けていた事案について、5か年の返還を求められる是正措置が取られ、町内の放課後児童クラブの施設においても、土曜日や夏休みなどの長期休暇での集約した保育の開所要件が満たされず、平成28年度から令和2年度までの5か年の交付金を過大に受けていたため、返還するものでございます。5か年で国からの交付金が3,263万5,000円に対しまして、修正額が1,397万3,000円となり、国への返還額が1,866万2,000円となります。三重県からも国と同額の補助を受けておりますので、合わせて3,732万4,000円の返還となります。また、令和3年度の子ども・子育て支援交付金で母子保健や育児に関する相談支援の利用者支援事業や放課後児童クラブなどの事業費の事業費確定に伴い、国へ175万1,000円、県へ137万6,000円の精算による返還が

生じてまいりましたので、合わせて4,045万1,000円の補正をお願いするもの
でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 続きまして、17ページ、18ページをご覧ください。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費、18節・負担金補助及び交付金に11万4,000円を計上しております。これは伊勢市休日・夜間応急診療所運営費分担金で、実績に基づく分担金の増額によるものです。

新型コロナウイルス感染症対策費で1,598万3,000円の増額を計上しております。3節・職員手当等に50万円の減額を計上しております。これは会計年度任用職員期末手当を減額したことによるもので、年度途中の退職があり、減額が生じたことによるものです。11節・役務費に420万円の減額を計上しております。郵送料の250万円の減額は、5回目接種の通知等について松阪市コロナワクチン室にて一括して行うこととなったことにより、おまかせ予約等の通知に係る郵送料について減額が生じたことによるものです。また、国保連合会手数料の170万円の減額は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用の請求に係る国保連合会の審査支払い手数料ですが、実績に基づき減額をお願いするもの
でございます。12節・委託料に1,000万円の減額を計上しております。これは新型コロナウイルスワクチン接種委託料で、当初の想定より接種者数が少なかったため減額するものです。18節・負担金補助及び交付金に3,068万3,000円を計上しております。これは1市3町で実施している新型コロナワクチン接種事業における負担金で、当初、令和4年9月までの接種期間として予算計上しておりましたが、令和5年3月末まで延長されたことによる増額補正となっております。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 環境衛生費の負担金補助及び交付金の伊勢広域環境組合負担金では、129万円の増額を計上しております。これは伊勢広域環

境組合の各市町負担金が当初予算に比較し、人口割において、伊勢市の人口が減少しているにもかかわらず、他の3町では人口の微減や平行状態であったためであり、特に明和町では人口の減少率が低かったことからによるもので、伊勢市以外の3町とも負担金の増額が確定することとなりました。

続きまして、その下の塵芥収集費では、備品購入費の公用車購入で158万1,000円の減額を計上しております。これは今年度において、老朽化したパッカー車の買換えを競争入札により購入することとなりましたが、入札差金が発生したため、減額補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 5目・成人保健対策推進費、12節・委託料で500万円の減額補正を計上しております。これは予防接種委託料で風疹抗体検査を受診する方が見込みより減少したことや、高齢者インフルエンザ予防接種者数が見込みより減少したことによる減額補正となっております。

6目・母子衛生費、母子衛生費で300万円を負担金補助及び交付金から委託料への組替えをお願いしております。これは生後6か月から中学3年生までを対象にしたインフルエンザ予防接種費用で、松阪管内の医療機関で接種した場合は償還払いではなく、2,000円を超えた部分のみ窓口で支払う方法に変更したため、組替えをお願いするものです。

続いて、母子保健事業で600万円の減額を計上しております。これは12節・委託料の妊婦健診や乳児健診の健診等委託料で、出生数の減少により委託料を減額するものです。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 7目・下水処理費で510万円の減額をお願いしております。18節・負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置整備事業補助につきまして、実績見込みにより510万円の減額をお願いします。合併処理浄化槽設置整備事業補助につきましては、当初、全体では96基分の補助を見込んでおりましたが、実績であります87基に合わせて補助金の減額変更をお願いする

ものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、19ページ、20ページをご参照していただきたいと思えます。

6款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費、18節・負担金補助及び交付金で1,314万円の減額補正をお願いしております。

まず、県営パイプライン事業で1,066万8,000円の減額をお願いしております。現在、明和町では有爾中・明星地区、斎宮2地区の2路線の整備を実施しております。有爾中・明星地区は今年度で事業完了となり、斎宮第2地区につきましては来年度事業完了の予定となっております。事業進捗を図るため、今年度実施予定分につきましては令和3年度補正の繰越しで実施をさせていただいたため、今年度の負担金が減額となるものがございます。

次に、多面的機能支払交付金でございます。多面的機能支払交付金は、1階部分の農地維持活動と2階部分の長寿命化の2階建てで構成されており、例年、1階部分の農地維持活動については要望額が交付されますが、2階部分については、例年6割から7割程度しか交付されていないのが実情でございます。本年度におきましても6割程度の交付となるため、事業費を精査させていただきまして、247万2,000円の減額をお願いさせていただくものがございます。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 7款・商工費、1項・商工費、4目・観光費で605万円の減額をお願いしております。

内訳といたしまして、7節・報償費、地域おこし協力隊活動報償金の140万円の減は、実績額を勘案した結果の減額でございます。18節・負担金補助及び交付金は、明和町観光協会補助金で465万円の減額でございます。コロナ禍で斎王まつりの前夜祭が未実施であったことや大淀祇園祭の規模縮小、また、昨年度のキャンプ場の収入を考慮し、明和町観光協会からの申出で補助金の交付額の変更を行ったことによるものがございます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 続きまして、8款・土木費、2項・道路橋梁費、1目・道路橋梁総務費で85万4,000円の減額をお願いします。内訳は第21節の補償・補填及び賠償金の85万4,000円の減額でございます。これは道路工事に伴う電柱移設の有償に対するものでございます。本年度は電柱移設がありましたが、有償で行う物件がなかったための減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 9款・消防費、1項・消防費、3目・消防施設費についての財源振替は、消防施設整備事業債の充当額の変更に伴う財源振替でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費で120万円の減額をお願いしております。20ページ、11節・役務費、新型コロナウイルス抗原定量検査手数料120万円の減で、新型コロナの罹患者や濃厚接触者の待機期間が短くなったことや、判定基準に抗原定性検査の簡易キットが用いられるようになり、抗原定量検査が必要な状況がほぼなくなったことによるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 2目・学校運営費の財源振替につきまして、学校等へのボランティアを行う地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金の確定により、財源の振替を行うものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 3目・小学校区編制等事業費で1,100万円の減額をお願いしております。内訳は、12節・委託料、施設整備関係業務委託料で1,100万円の減額です。これは今年度の第1期再編小学校等の整備に係る設計・施工事業者の公募型プロポーザル選定におきまして、当初は公募前に地質調査を実施する予定でしたが、建築地でないポイントを調査する可能性

がありまして、事業者決定後、実際に建物が建つ地点の調査を行ったほうがより適正な設計が行えるものと考え、令和5年度予算の設計・施工事業費に組み替えるため、減額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 21ページをお願いいたします。

2項・小学校費、1目・小学校費で909万9,000円の減額でございます。

22ページ、小学校運営費の1節・報酬、会計年度任用職員報酬は200万円の減です。学習支援員の欠員により募集を行っていた時期があり、その実績による減額です。同様に3節・職員手当等、会計年度任用職員期末手当も244万9,000円の減額をお願いしております。

続きまして、小学校教育振興費の19節・扶助費の就学援助費で297万円の減、特別支援教育就学奨励費で145万円の減額でございます。対象者、申請者の実績による減額です。

それから、小学校総合的な学習推進費の7節・報償費、講師等謝金は23万円の減です。コロナ禍で講演会数が減ったことによるものでございます。

続きまして、2目・小学校給食費、23万円の追加でございます。ガス料金の値上げ及び実績によるものでございます。

続きまして、3項・中学校費、1目・中学校費で290万3,000円の減額でございます。

中学校施設管理費の10節・需用費、電気料96万円、水道料50万円は、電気料の値上げ及び実績による増額、それから、13節・使用料及び賃借料の下水道使用料20万円についても実績によるものでございます。12月議会の段階で予算内で執行できるものと見込んでおりましたが、実績により補正をお願いするものでございます。

中学校運営費の1節・報酬、会計年度任用職員報酬70万円の減、3節・職員手当等、会計年度任用職員期末手当93万3,000円の減は小学校費と同様、学習支援員の欠員状態がしばらく続いたことによる減額でございます。

それから、中学校教育振興費の19節・扶助費、就学援助費225万円の減、特別支援教育就学奨励費68万円の減は、小学校費と同じく実績による減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 21ページの下段をお願いします。

4項・幼稚園費、1目・幼稚園費で420万円の減額をお願いしております。

内訳は、22ページの説明欄で幼稚園運営費におきまして、1節・報酬で、当初、支援員が必要なお子さんが1名入園する予定でしたが、町内に転入されなかったため、予定していました会計年度任用職員1名の配置をしなくてもよくなったことから、120万円の減額を行うものです。

19節・扶助費で300万円の減額を計上しております。内訳は、次の次のページで、24ページの説明欄の上段で、町外の幼稚園へ通園する園児に対する施設型給付費について当初3人と見込んでおりましたが、実績により1名となったため、210万円の減額をお願いするものです。また、子育てのための施設等利用給付で、町外の私学助成幼稚園に通う園児の保育利用料給付について当初4人と見込んでおりましたが、実績により1名となったため、90万円の減額をお願いするものでございます。

23ページに戻っていただきまして、2目・幼稚園給食費で95万円の減額をお願いしております。内訳は24ページの説明欄で幼稚園給食費におきまして、1節・報酬で斎宮幼稚園の給食調理員の会計年度任用職員が8月に退職し、調理員を募集しましたが、配置することができず、調理員が有給休暇等を取得した場合に調理業務に当たってもらえる代行職員により対応したため、1名の報酬額95万円を減額するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5項・社会教育費、3目・公民館費で30万円の減額です。24ページ、生涯学習事業の7節・報償費、講座等謝金の減額で、公民館講座のうち6つの講座が定員数に達せず、不開講になったことによる減額でござ

います。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 4目・文化財保存活用費で200万円の減額をお願いしております。内訳といたしましては、一般文化財発掘調査受託事業におきまして、開発事業が当初の見込みより少なかったため、7節・報償費の発掘作業員等謝金で100万円、13節・使用料及び賃借料で発掘に使用する重機等借り上げ料で100万円の減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・ふるさと会館費は39万6,000円の減額です。24ページ、17節・備品購入費の図書消毒器購入費の減で、入札差金によるものです。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 11款・公債費、1項・公債費、1目・元金は160万円の追加の補正をお願いしております。22節・償還金利子及び割引料は土木債で160万円をお願いしております。借入実績によるものでございます。

2目・利子は240万円の減額をお願いしております。22節・償還金利子及び割引料は総務債で170万円、土木債で70万円をお願いしております。いずれも前年度分の借入期間の実績によるものでございます。

サムネイル25をご覧いただきたいと思っております。

12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金費、積立金で1億8,100万円の追加補正をお願いしております。これは今回想定しました2億円のご寄附から手数料分を差し引き、利息を含めた概算見込みを基金に積み立てるものでございます。

2目・教育・福祉施設建設基金費は18万5,000円の追加補正をお願いしております。

3目・松阪地区広域消防組合退職手当基金費は500万円の追加補正をお願い

しております。松阪地区広域消防組合の明和町職員分の退職金を積み立てるもの
でございます。

4目・財政調整基金費は6億8,840万円の追加補正、5目・減債基金費は107
万円の追加補正、6目・地域づくり基金費は1,000円の追加補正、7目・ふる
さとづくり基金費は1,000円の追加補正、9目・緑化基金費は1,000円の追加補
正、10目・ふるさと・水と土保全対策基金費は1,000円の追加補正、11目・公
共施設等基金費は6,000円の追加補正、13目・文化スポーツ・振興基金費は1
万3,000円の追加補正、15目・交通安全対策基金費は3,000円の追加補正、16
目・森林環境譲与税基金費は100万円の追加補正をお願いするものでございま
す。

それぞれの基金条例に基づき、主に基金利息などを積み立てるものでござい
ます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） すみません、説明の抜けたところがありましたので、
お願いいたします。

サムネイルの23、23ページをお願いいたします。

23ページの10款・教育費の6項・保健体育費でございます。1目・保健体育
総務費で44万1,000円の減額でございます。保健体育総務費の18節・負担金補
助及び交付金、学校プール開放運営委員会補助の減額で、コロナ禍により令和
4年度も夏休みのプール開放を行わなかったことによるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、
歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 5ページ、サムネイル5をご覧いただき
たいと思います。

11款・地方交付税、1項・地方交付税、1目・地方交付税で3億4,210万円
の追加補正をお願いしております。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 15款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金、6節・介護保険国庫負担金に81万8,000円を計上しております。これは低所得者保険料軽減分について交付決定額に基づき増額補正をお願いするもので、補助率は2分の1でございます。

続きまして、2目・衛生費国庫負担金、1節・衛生費国庫負担金に1,000万円の減額を計上しております。これは新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、歳出で説明しました新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減額に伴う国庫負担金の減額です。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金で887万2,000円の追加補正をお願いしております。内訳として、地方創生推進交付金で実績により720万円の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1,642万2,000円の追加補正をお願いしております。補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 続きまして、空家総合対策支援事業補助では175万円の減額を計上しております。空き家の活用について、実績見込みによる1件分の減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） すみません。ちょっと訂正させていただきます。説明が間違ったようですので。

○生活環境課長（西尾 仁志） もう1回、繰り返させていただきます。

空家総合対策支援事業補助では75万円の減額を計上しております。空き家の活用において、実績見込みによる1件分の減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 同じく1節・総務費国庫補助金に40万円を計上しております。こちらは個人番号カード交付補助の40万円を計上しております。

す。こちらは先ほどの歳出の総務費のところの説明申し上げました、個人番号カード交付事業に係る補助金で補助率は100%でございます。

続きまして、2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金に、先ほど歳出の民生費のところでも申し上げました、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補助金の分275万円の減額を、それから、住民税非課税世帯等臨時特別給付金と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る補助金の分、5,113万円の減額を計上しております。いずれも補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 15款・国庫支出金の2項・国庫補助金、3目・衛生費国庫補助金、1節・衛生費国庫補助金で126万4,000円の減額をお願いしております。合併浄化槽設置事業補助の実績に伴う減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助で2,598万3,000円の増額補正を計上しております。これは歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対策費に係る増額分で、補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 5ページの土木費国庫補助金に165万円の減額を計上しております。6ページの住宅費国庫補助金でございますけれども、まず、165万円の減額の内訳でございますけれども、まず、木造住宅耐震簡易補強工事補助15万円の減額は1件分の減のためでございます。

続きまして、木造住宅耐震補強工事補助の150万円の減額は実績見込みによるもので、3件分の減額の方でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・教育費国庫補助金、1節・就学援助費国庫補助金で106万5,000円の減額をお願いしております。特別支援教育就学奨励費補助

で、歳出の小学校費及び中学校費で計上しました特別支援教育就学奨励費に係る補助金の減額補正でございます。補助率は2分の1です。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

このままいきますと、まだ特別会計が残っておりまして、確実にお昼を回ってしまいますんですが、継続させていただいてよろしいですか。

（「継続」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） では、継続させていただきます。

それでは、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費負担金、7節・介護保険県負担金に40万9,000円を計上しております。これは低所得者保険料軽減分について交付決定額に基づき増額補正をお願いするもので、補助率は4分の1でございます。

2項・県補助金、2目・民生費補助金、1節・社会福祉費補助金に9万円を計上しております。これは歳出で説明しましたホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助に対する県補助で、補助率は4分の3でございます。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 3目・衛生費補助金で207万2,000円の減額をお願いしております。合併処理浄化槽設置事業補助の実績に伴う減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、4目・農林水産業費補助金、1節・農業費補助金で86万2,000円の減額補正をお願いさせていただいております。多面的機能支払交付金におきましては、先ほど歳出でご説明させていただきました町の負担金25%を差し引いた75%分、185万4,000円の減額をお願いしております。

次に、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助におきまして、農林水

産省が実施する事業で、維持管理に係る電力料の割合が25%以上の施設について電力高騰分の7割の補助を行う事業でございます。対象施設といたしまして、産業振興課で管理しております6排水機場が対象となり、昨年度の使用量、電気料と比較し、電力高騰分141万7,000円の分の7割、99万2,000円の増額をお願いさせていただくものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 7ページ、5目・土木費の土木費補助金で151万5,000円の減額を計上しております。

8ページの1節の土木費補助金では同じく151万5,000円で、こちらの内訳といたしましては、木造住宅耐震補強工事補助で135万円の減額を計上しております。国庫補助と同様、実績見込みによる減額でございます。続きまして、耐震補強計画補助では9万円の減額で、1件分の減額でございます。続きまして、木造住宅耐震簡易補強工事補助では7万5,000円の減額で、実績見込みがゼロ件であったための減額でございます。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 6目・教育費補助金で225万7,000円の増額をお願いしております。内訳は、放課後こども教室推進事業補助で166万7,000円の増額と、地域と学校の連携・協働体制構築事業補助で59万円の増額をお願いしております。これは補助金の額の確定に伴う増額をお願いするものでございます。補助率は両事業とも3分の2でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 18款・寄附金、1項・寄附金、1目・総務費寄附金、1節・総務費寄附金は2億円の追加補正をお願いしております。これはふるさと寄附実績によるもので、補正後のふるさと寄附想定額は12億円となっております。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、2

目・後期高齢者医療特別会計繰入金、1節・後期高齢者医療特別会計繰入金に3,597万2,000円を計上しております。これは、過年度の後期高齢者医療特別会計に係る療養給付費負担金の精算に伴う返還金分を後期高齢者医療特別会計から一般会計に戻すものでございます。

次に、4目・国民健康保険特別会計繰入金、1節・国民健康保険特別会計繰入金に205万7,000円を計上しております。これは、過年度の国民健康保険特別会計に係る事務費の精算に伴う不用額の分を国民健康保険特別会計から一般会計に戻すものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2項・基金繰入金、6目・ふるさと寄附基金繰入金、1節・ふるさと寄附基金繰入金で815万円の減額補正をお願いしております。地域づくり・コミュニティ・ボランティア事業で150万円、教育・文化事業で600万円、福祉・健康事業で65万円を減額するものでございます。いずれも事業実績に基づき補正するものでございます。

20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で3億920万円を追加補正しております。これは前年度繰越金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 21款・諸収入、4項・雑入、3目・雑入、1節・雑入に介護予防サービス計画作成料40万円を計上しております。介護予防サービス計画作成料については、国保連合会から入金されるものです。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 2節・一般文化財発掘調査受託事業収入で200万円の減額をお願いしております。これは、歳出で説明いたしました一般文化財発掘調査受託事業の減額と同額を歳入のほうでも減額補正させていただくものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 22款・町債、1項・町債、1目・総務債、

1 節・臨時財政対策債で3,250万円の減額補正をお願いしております。こちらは借入可能見込額の決定により減額するものでございます。

2 目・農林水産業債、1 節・農業用施設債で960万円の減額、内訳として、県営経営体育成基盤整備事業債で960万円の減額補正でございます。

4 目・教育債、1 節・学校教育施設等整備事業債で510万円の減額、内訳として、公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）で510万円の減額補正でございます。

5 目・消防債、1 節・消防施設整備事業債で230万円の追加補正、内訳として、消防設備整備事業債で230万円でございます。

それぞれ事業確定に伴う補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書の一般会計補正予算68ページ、第2表 繰越明許費補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 68ページ、サムネイル69でございます。第2表 繰越明許費補正でございます。

2 款・総務費、1 項・総務管理費でスーパーシティ・デジタル都市プロジェクトについて2,550万円の繰越しをお願いいたします。現在取り組んでおりますデジタル田園都市国家構想事業のうち、事業進捗により、地域通貨導入で1,600万円、DHR連動アプリで750万円、空き家情報発信で200万円を次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、6 款・農林水産業費、1 項・農業費、肥料価格高騰対策支援事業で1,400万円の繰越しをお願いしております。本支援金は国・県の支援金の上乗せをする形で実施するものであり、現在、肥料取扱店、関係機関と調整を図っているところでございます。昨日、国の支援事業のほうで次年度への繰越しが承認されたことの連絡がございました。これに伴い、国の支援の春の肥料高騰分について、申請期限が7月まで延長されること

になりましたので、町におきましても、国・県支援金に上乗せして支援を行っていることから、次年度への繰越しをお願いさせていただくものでございます。

続きまして、農業費、緊急自然災害防止対策事業で1,880万円の繰越しをお願いしております。

まず、1点目が斎宮幹線排水路、当初におきましてはノリ養殖の影響を考え、漁が終わった後に底打ちコンクリートを施工し、3月末で完成する予定としておりました。しかしながら、今年度は、全国的にノリの不漁が続く中で伊勢湾のノリ養殖は好調で取引単価も高騰しており、3月もできる限り漁を続けたいとの意向がございました。そのため、コンクリートの施工に着手できず、年度内の完成が困難となったため、繰越しをお願いさせていただくものでございます。

次に、同事業で大淀湛水防除事業におきましても、排水路周辺の流れを阻害するための草木の処理を実施いたしましたが、浚渫を行ってみますと濁水が流れてしまい、ノリ養殖に影響を及ぼすため、繰越しをお願いさせていただくものでございます。

次に、2項・水産業費、水産物供給基盤機能保全事業で2,400万円の繰越しをお願いさせていただいております。受託契約を締結しております伊勢市が、事業を進めております南防波堤の改修工事におきまして、ノリ養殖の時期を外すため、令和5年3月に発注の予定で9月完成となっておりますので、本年度中の完成が難しいため、繰越しをお願いさせていただくものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業で3,700万円の繰越しをお願いしております。これは、通学路整備を行っている明星有爾中線及び有爾中神社線においての用地買収にて、相続などの手続に時間を要する物件があり、土地の買収費と、坂本前野線の道路改良工事におきまして、本来であれば工事で支障になる既存電柱移設を事前に行い工事をするのですが、移設位置の関係上、工事を同時にしか施工で

きないため、工事調整を行った結果、3月中に完成するのが難しいため、契約の工事の明許をお願いするものでございます。

なお、詳しい位置等につきましては、総務産業常任委員会資料の9-2-1から9-2-3をご覧ください。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書の69ページ、第3表 債務負担行為補正をお願いします。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 議案書の69ページ、サムネイル70でございますけれども、こちらはデマンドバス実証運行业務の債務負担行為の廃止をお願いするものでございます。

理由につきましては、令和4年10月3日から令和5年9月29日までの2か年度にわたる実証運行のため、令和4年度当初におきまして、令和5年度の債務負担行為をお認めいただいたものでございます。しかし、デマンドバス事業の導入時に国の交付金を得るに当たり、実証運行は単年度契約としなければならない指示が国から示されましたため、運営事業者である三重トヨタとも、4年度、5年度はそれぞれ単年度契約とすることとなりましたので、2か年にわたる債務負担行為を廃止するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書70ページ、第4表 地方債補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） それでは、第4表 地方債補正の詳細説明を行います。

まずは、変更でございます。

起債の目的で、臨時財政対策債で補正前1億4,000万円を補正後1億750万円に、県営経営体育成基盤整備事業債で補正前1,510万円を補正後550万円に、消防設備整備事業債は920万円を1,150万円にそれぞれ変更をお願いするものでございます。

起債の方法、利率、償還方法は、いずれも変更ございません。

続きまして、廃止でございます。

公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）で510万円を予定しておりましたが、第1期再編小学校等の整備に係る地質調査を令和5年度予算で執行するため、廃止するものでございます。

以上でございます。

◎議案第13号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第13号の説明を歳入歳出全般、議案書の74ページ、第2表 繰越明許費補正、75ページ、第3表 地方債補正を併せてお願いします。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 齋宮跡保存事業特別会計補正予算説明書の7ページ、8ページ、サムネイル7、8をお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で補正額222万3,000円の増額補正をお願いしております。

12節・委託料の72万3,000円の増額は、まず、国の第2次補正予算に伴う令和5年度の歴まち事業の前倒しとして、測量設計業務委託といたしまして222万3,000円の増額補正と、歴まち事業費の委託料から150万円を工事請負費へ組み替えた分を整理させていただいたものでございます。

14節・工事請負費の150万円は、先ほどの委託料からの組替え分で、歴まち事業の祓戸広場整備事業で現状に合わせた設計変更による補正をお願いしております。

続きまして、歳入のほうをご説明させていただきたいと思います。

5 ページ、6 ページ、サムネイル5、6をお願いいたします。

歳入は、先ほど歳出でご説明させていただきました、国の第2次補正予算に伴う令和5年度の歴まち事業の前倒しに係る分を歳入として222万3,000円の補正をお願いしております。内訳といたしましては、1款・国庫支出金、1項・国庫補助金、3目・歴史的風致維持向上計画補助金、1節・歴史的風致維持向上計画補助金で100万円の追加補正を、4款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で2万3,000円の追加補正を、そして、7款・町債、1項・町債、1目・土木債、1節・都市再生整備計画事業債で120万円の追加補正をそれぞれお願いしております。

続きまして、議案書のほうです。74ページ、サムネイル75をお願いいたします。よろしいでしょうか。

第2表 繰越明許費でございます。

1款・総務費、1項・総務管理費の歴史的風致維持向上計画推進事業で1,520万3,000円の繰越しをお願いしております。こちらは、先ほどご説明させていただきました国の第2次補正予算に伴う前倒しの事業費と、あと、委員会及び全員協議会でご説明させていただきました、今年度工事中の東加座広場の整備工事につきまして、史跡内ということで発掘調査と調整などに日数を要したことによる工期延長のため、次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、議案書の75ページ、サムネイル76、第3表 地方債補正でございます。

起債の目的は社会資本整備総合交付金事業、限度額、補正前が2,830万円、補正後が2,950万円で、こちらも国の第2次補正予算に伴う前倒しの予算措置の関連の変更でございます。

利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも記載のとおりで変更はございません。

以上です。

◎議案第14号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第14号の説明を歳入歳出全般でお願い
します。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 国民健康保険特別会計の補正予算の詳細説明
でございます。

国民健康保険特別会計補正予算説明書の7ページから8ページでございます。
サムネイルは7番でございます。

2款・保険給付費、2項・高額療養費、1目・一般被保険者高額療養費に
1,680万円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、18節・負担
金補助及び交付金で1,680万円の増額です。高額療養費の実績見込額に基づき
増額するものでございます。

6款・基金積立金、1項・基金積立金、1目・財政調整基金積立金に1,999
万円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、24節・積立金で
1,999万円を計上しております。こちらは国民健康保険に係る財政調整基金へ
の積立金でございます。

続きまして、8款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、5目・保険給
付費等交付金償還金に2,410万円の追加補正をお願いしております。内訳とし
ましては、22節・償還金利子及び割引料で2,410万円の追加をお願いしてあり
ます。これは、令和3年度に県から交付された保険給付費等交付金の精算に伴
う返還金でございます。

6目・退職被保険者等交付金返還金に21万円の追加補正をお願いしてありま
す。内訳としましては、22節・償還金利子及び保険料で21万円の追加計上をお

願いしております。これは、令和3年度の退職被保険者等に係る県への納付金の精算に伴う追加分でございます。

2項・繰出金、1目・一般会計繰出金に205万7,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金で205万7,000円を計上しております。こちらは、令和3年度事務費繰入金の精算による不用額に係る分を一般会計に戻すものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

5款・県支出金、1項・県負担金・補助金、1目・保険給付費等交付金、1節・普通交付金に1,680万円を計上しております。こちらは、歳出の保険給付費のところで申し上げました高額療養費に対する県の交付金に係るもので、保険給付費の増額に合わせて増額するものでございます。

6款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・財政安定化支援事業繰入金に122万1,000円の減額を計上しております。こちらは、一般会計歳出、国民健康保険事務費の繰出金のところで申し上げました一般会計からの繰入金で、財政安定化支援事業負担金の確定により減額するものでございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に4,757万8,000円を計上しております。こちらは歳出の補正額に見合う調整分として繰越金を充当するものでございます。

◎議案第15号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第15号の説明を歳入歳出全般並びに議案書の82ページ、第2表 繰越明許費も併せてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

それでは、歳出からご説明いたします。

農業集落排水事業特別会計補正予算説明資料の7ページ、8ページをご覧ください。サムネイルは7、8をご覧ください。

1款・事業費、1項・農業集落排水事業費、2目・維持管理費で50万円の追加補正をお願いします。10節・需用費、上御糸・下御糸地区維持管理費、笹笛処理場の電気料40万円の追加補正及び下御糸北処理区維持管理費、下御糸北処理場の電気料10万円の追加補正をお願いいたします。いずれも電気料金の高騰による増額でございます。

続きまして、3款・諸支出金、1項・基金費、1目・農業集落排水整備事業支援事業基金費、24節・積立金で5万円の追加補正をお願いしております。基金利子を積み立てさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございます。

予算説明資料の5ページ、6ページをご覧ください。サムネイルは5、6でございます。

4款・財産収入の1項・財産運用収入、1目・利子及び配当金、1節・利子及び配当金で5万円の増額でございます。基金利子の額の確定でございます。

6款・繰越金の1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で50万円の増額をお願いします。前年度繰越金を計上させていただきました。

続きまして、議案書の82ページをお願いします。サムネイルは議案書の83をお願いします。

第2表 繰越明許費でございます。

1款・事業費、1項・農業集落排水事業費、下御糸北処理区施設等修繕料780万円及び下御糸北処理区機能診断業務委託料880万円の繰越明許をお願いします。下御糸北処理区施設等修繕料におきましては、8月に工事契約をいたし

ました下御糸北処理区機器修繕工事及び10月に工事契約いたしました下御糸北処理区マンホールポンプ機器修繕工事におきまして、半導体不足の影響により、交換部品、交換機器の納期に遅延が発生しておりますことから工期延期を行うため、予算の繰越しをお願いいたします。

また、下御糸北処理区機能診断業務委託は、今年度12月に国庫補助金を追加配分いただき、12月補正で予算をお認めいただいた件でございます。1月に委託契約を締結し、現在業務を進めている状況となっておりますので、予算の繰越しをお願いいたします。

◎議案第16号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第16号の説明を歳入歳出全般並びに議案書の86ページ、第2表 繰越明許費、87ページ、第3表 地方債補正も併せて説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

それでは、歳出からご説明いたします。

公共下水道事業特別会計補正予算説明書、7ページ、8ページをご覧ください。サムネイルは7、8でございます。

1款・事業費、1項・公共下水道事業費、2目・施設建設事業費で640万円の減額補正をお願いしております。18節・負担金補助及び交付金で640万円の減額となります。宮川流域下水道の事業実績に伴います県負担金の減額でございます。

続きまして、3目・維持管理費では30万円の追加補正をお願いしております。

10節・需用費、明和浄化センターの電気料30万円の増額をお願いいたします。
農業集落排水事業特別会計と同様に電気料金の高騰による増額でございます。

続きまして、歳入をお願いします。

予算説明資料の5ページ、6ページをご覧ください。

5款・繰越金の1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金は30万円の増額
でございます。歳入歳出の精算に伴う繰越金の追加補正でございます。

7款・町債、1項・町債、1目・公共下水道事業債の1節・公共下水道事業
債は640万円の減額でございます。こちらは、先ほどの宮川流域下水道事業建
設負担金の減額による下水道債の減額補正でございます。

続きまして、議案書の86ページをご覧ください。サムネイルは87でございま
す。

第2表 繰越明許費でございます。

1款・事業費、1項・公共下水道事業費の宮川流域関連公共下水道事業費
2,000万円の繰越明許をお願いいたします。こちらは、入札差金等による社会
資本整備総合交付金を有効に活用させていただくために、1月末に宮川流域関
連公共下水道事業のマンホールポンプ設備設置工事を発注いたしました。3月
末までの工期を10月末まで延長させていただきたいと考えております。よろし
くお願いいたします。

また、明和处理区施設等修繕料では150万円の繰越明許をお願いいたします。
10月に工事契約をいたしました明和浄化センター機器点検整備工事につきまし
て、半導体不足の影響により、放流水の水質を測定する機器の交換部品の納期
に遅延が発生しております。工期延長させていただくため、予算の繰越しをお
願いいたします。

続きまして、87ページ、第3表 地方債補正でございます。サムネイルは88
をお願いします。

起債の目的は公共下水道事業、限度額が補正前が2億2,920万円、補正後が
2億2,280万円でございます。

利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも記載のとおりで変更ございません。

以上でございます。

◎議案第17号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第17号の説明を歳入歳出全般でお願いいたします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 介護保険特別会計補正予算の詳細説明を行います。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。

介護保険特別会計補正予算説明書の9ページ、10ページ、サムネイル9、10をお願いいたします。

1款・総務費、3項・介護認定審査費、1目・介護認定審査会費、12節・委託料に35万3,000円を計上しております。これは松阪市に委託している介護認定審査事務委託料について、審査会事務局の体制変更による一般事務費分の負担金増加によるものです。

2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費、1目・居宅介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に500万円を計上しております。これは居宅介護サービス給付費に係るもので、実績見込みに基づき追加補正をお願いするものです。

3目・地域密着型介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に500万円を計上しております。これは地域密着型介護サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

5目・施設介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に1,800万円を計上しております。これは施設介護サービス給付費に係るもので、これも実績見込みに基づき追加補正をお願いするものです。

2項・介護予防サービス等諸費、1目・介護予防サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に300万円を計上しております。これは介護予防サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

3目・地域密着型介護予防サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に20万円を計上しております。これは地域密着型介護予防サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

7目・介護予防サービス計画給付費、18節・負担金補助及び交付金に10万円を計上しております。これは介護予防サービス計画給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

5款・諸支出金、3項・基金費、1目・介護保険介護給付費準備基金費、24節・積立金に4万円を計上しています。これは介護保険介護給付費準備基金への積立金で、基金利息分を基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・介護給付費国庫負担金、1節・介護給付費国庫負担金に103万9,000円を計上しています。これは介護給付費国庫負担金に係る分で、交付決定額に基づき増額をするものでございます。

2項・国庫補助金、1目・調整交付金、1節・現年度分調整交付金に1,610万1,000円を計上しております。これは現年度分調整交付金に係る分で、見込額に基づき増額するものでございます。

3款・支払基金交付金、1項・支払基金交付金、1目・介護給付費交付金、1節・介護給付費交付金に1,245万6,000円の減額を計上しております。これは社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する交付金で、確定見込みに基づき計上するものでございます。

4 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費県負担金、1 節・介護給付費県負担金に1,792万7,000円の減額を計上しています。これは介護給付費県負担金に係る分で、交付決定額に基づき減額するものでございます。

5 款・財産収入、1 項・財産運用収入、1 目・利子及び配当金、1 節・利子及び配当金に4万円を計上しています。これは基金の利子でございます。

6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金、1 節・現年度分に391万2,000円を計上しております。これは歳出にあります介護給付費の補正に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

4 目・事務費繰入金、1 節・事務費繰入金に35万3,000円を計上しております。これは、歳出にあります総務費の補正に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

5 目・低所得者保険料軽減繰入金、1 節・現年度分に163万7,000円を計上しております。これは保険料減額分に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続いて、7 ページ、8 ページをご覧ください。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金に3,899万4,000円を計上しています。こちらは前年度繰越金でございます。

◎議案第18号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第18号の説明を歳入歳出全般でお願いします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

歳出から説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計補正予算説明書の7ページ、8ページをご覧ください。サムネイルは7番からでございます。

2項・後期高齢者医療広域連合納付金、1項・後期高齢者医療広域連合納付金、1目・後期高齢者医療広域連合納付金に120万円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、18節・負担金補助及び交付金で120万円の減額でございます。こちらは、後期高齢者医療広域連合に納付する各負担金の確定に伴うもので、共通経費負担金としては18万5,000円の減額、一般管理事務費負担金としては64万9,000円の減額、健康診査事業費負担金としては17万3,000円の減額、健康診査事業事務費負担金としては19万3,000円の減額を計上しております。

4款・諸支出金、2項・繰出金、1目・繰出金に3,597万2,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金で3,597万2,000円でございます。こちらは、令和3年度の療養給付費負担金の精算に伴う返還金の一般会計へ戻すものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

3款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金に120万円の減額を計上しております。こちらは、一般会計から繰り入れる後期高齢者医療広域連合納付金に係るもので、歳出のところで説明いたしました後期高齢者医療広域連合会への負担金の減額に伴い減額するものでございます。

5款・諸収入、3項・雑入、1目・雑入、1節・雑入に3,597万2,000円を計上しております。こちら、先ほど歳出諸支出金のところで説明申し上げました令和3年度療養給付費負担金の精算に伴う返還金でございます。

◎議案第19号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第19号の説明を歳入歳出全般でお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

水道事業会計補正予算説明書をご覧ください。

まず、収益的支出でございます。

予算説明書の企－1ページ、2ページをご覧ください。

1款・水道事業費用、1項・営業費用、1目・原水及び浄水費で190万円の追加補正をお願いいたします。その内訳といたしまして、21節・動力費の水源
地電気料190万円の追加補正をお願いします。電気使用料金の高騰による増額
でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

企－3ページ、4ページ、サムネイル3、4をご覧ください。

1款・資本的支出、1項・建設改良費、1目・建設改良費で1,100万円の減
額をお願いいたします。その内訳といたしまして、16節・委託料、水道管移設
測量設計業務1,100万円の減額をお願いいたします。今年度の委託業務の執行
見込みによる減額補正でございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は、3月3日に行う
ことにします。

連絡事項が2点ございます。

先ほど、私、水道課の19号の説明、「歳入歳出」と申し上げたんですが、
「収入支出」の間違いですので訂正させていただきます。

それと、下水道料金の見直しに関する委員名簿、このタイトル名が「調査特別」で、「検討」が抜けておりましたので、後ほど差し替えさせていただきますので、ご了解をお願いしたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 0時 35分）
